



欧米諸国をはじめ、多くの国でクリスマスは祝日となっています。日本でも祝日にしようという話はあるようですが、憲法が定める政教分離の原則が問題となっており、特定の宗教の記念日を祝日にするのは難しいようです。また、12/25を祝日とした場合、12/23 天皇誕生日と12/25 クリスマスの両日に挟まれた12/24も自動的に国民の休日となり3連休が成立してしまい、繁忙期を迎える企業が多いことも考えればクリスマスの祝日化は現実的ではないのかもしれませんが。



ちょっとした疑問を解決！27年度年末調整 Q&A

Q1.扶養控除等申告書に、いつから従業員の個人番号を記載してもらう必要がありますか？

扶養控除等申告書は平成 28 年 1 月以後に提出を受けるものについて、従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号を記載してもらう必要があります。

ただし記載省略が可能な場合があります。詳しくは裏面の「いろいろ掲示板」をご覧ください。

Q2.扶養控除等申告書の記載内容を確認する際のチェックポイントは何ですか？

- ① 控除対象配偶者や控除対象扶養親族の合計所得金額は、38 万円以下となっていますか。
その人の所得が公的年金等にかかる雑所得だけの場合には、本年の公的年金等の収入金額が 158 万円（年齢 65 歳未満の人は 108 万円）以下の場合が所得 38 万円以下となります。
- ② 配偶者特別控除申告書欄への記載があった人（配偶者の所得が 38 万円以上 76 万円未満の人）について、控除対象配偶者として申告していませんか。
- ③ 年齢が 16 歳未満（平成 12 年 1 月 2 日以後生まれ）の扶養親族について、控除対象扶養親族として申告していませんか。
- ④ 控除対象扶養親族のうち年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人（平成 27 年 12 月 31 日時点）は、特定扶養親族に該当し控除額が割増されますが、申告漏れはありませんか。
- ⑤ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族や同居老親等の判定は正しく行われていますか。
老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢が 70 歳以上の人を言います。また、老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢が 70 歳以上の人を言います。平成 27 年分の年末調整に於いては、昭和 21 年 1 月 1 日以前に生まれた人が年齢 70 歳以上の人に該当します。
同居老親等とは、老人扶養親族のうち、給与と所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者等のいずれかとの同居を常況としている人を言います。この場合、同居を常況としているその老人扶養親族が、入院などで一時的に別居している場合も、同居老親等として取り扱ってよいこととされています。
- ⑥ その他、障害者、寡夫、寡婦、勤労学生等の判定は適切ですか。

Q3.平成 28 年の源泉徴収事務を開始するにあたり、注意すべき点がありますか？

- ① 非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます）にかかる扶養控除等の適用を受ける給与所得者は、その適用を受ける旨を扶養控除等申告書等に記載した上で給与支払者に提出し、「親族関係書類」を添付又は提示しなければならないこととされました。
親族関係書類とは、以下のいずれかの書類を言います。
 - (1) 戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券
 - (2) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類また、扶養控除等申告書の「生計を一にする事実」欄等にその国外居住親族に対する送金額等を記載した上で、その申告書を提出する際に「送金関係書類」を添付又は提示しなければならないこととされました。
- ② 平成 28 年分の所得税の計算に於いて、給与等の収入金額が 1200 万円を超える場合の給与所得控除額については、230 万円が上限とされました。この改正に伴い、源泉徴収税額表等が改正されていますので、平成 28 年 1 月以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成 28 年分源泉徴収税額表」を使用してください。



【出国税とも呼ばれる「国外転出時課税」とは】

平成27年度の税制改正において「**国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（国外転出時課税）**」が創設され、平成27年7月1日から施行されました。

この制度は「出国税」とも呼ばれ、類似するものは欧米など世界各国においてすでに導入されています。

税率を意図的に低くしている国や地域で株式などの資産を売り、課税を逃れるのを防止することが目的とされています。

対象となる資産は、国外転出をする時点で1億円以上になる有価証券や未決済の信用取引などになります。



これらを所有等している一定の居住者に対し**対象資産の譲渡等があったものとみなして、その対象資産の含み益に対して所得税が課税**されます。

国外転出後に確定申告書を提出する場合には「**国外転出時の対象資産の価額**」、国外転出前に確定申告書を提出する場合には「**国外転出予定日の3カ月前の日の対象資産の価額**」で納税額が計算されます。

なお、一定の手続をすることで納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。

また**海外移住だけでなく1年を超すような海外転勤や留学も含まれるので注意が必要**です。

＊扶養控除等申告書とマイナンバーの記載

省略＊

給与支払者と従業員との合意に基づき一定の手続きを行うことで、**給与所得者の扶養控除等申告書への個人番号の記載省略が可能**となりました。

これは、事業者の安全管理措置への対応の負担軽減を図る観点から認められたものです。

個人番号の記載に代え、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、**従業員が同申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載**した上で、**給与支払者がすでに提供を受けている従業員等の個人番号を確認した旨を同申告書に表示**すれば、同申告書の提出時に従業員等の個人番号を記載しなくてよいこととなっています。

＊HPのお知らせ＊

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください！

弊所 HP : <http://www.uk-g.co.jp/>

今月のあなたの運勢

＊血液型編＊

A型	B型	O型	AB型
環境や立場に変化が生じやすい月です。無闇に動くより状況を分析しながら的を射た行動を取るよう心掛けて！	何事も意欲的に取り組みましょう。ただし目先の利益に走ると足をすくわれやすいため先を見越した行動が吉！	やる気はあるものの体力不足でストレスを感じそうです。無理をせず、できることから確実にこなしましょう。	社交運が活発なため集会などに縁がある月。見聞を広げるつもりで出掛けると予想以上の収穫が期待できます。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。